仕　　　様　　　書

1. 契約条件

　発注者の管理下において、患者が陰圧創傷治療システムを使用する必要があると担当医師が診断した場合とする。

1. 機器の基本的仕様

（１）陰圧創傷治療システム

①品名 　　　ケーシーアイ社製

陰圧創傷治療システム

②規格 　　　V.A.C.Ulta

（２）陰圧創傷治療システム

①品名 　　　ケーシーアイ社製

陰圧創傷治療システム

②規格 　　　ActiV.A.C

（３）陰圧創傷治療システム

①品名 　　　スミス・アンド・ネフュー社製

陰圧創傷治療システム

②規格 　　　RENASYS TOUCH

1. 契約期間

　令和８年４月１日～令和９年３月３１日

1. 契約を履行する際の基本条件
2. 賃借人が定める様式の供給指示書を、賃貸人に提示することにより物品の発注が行われるものとする。
3. 物品の設置場所は賃借人の指示による使用場所とする。
4. 物品の故障による事故等が発生しないよう、常に点検、整備及び調整を行った物品を設置するものとする。
5. 物品の引き渡しは、賃借人の指示する期日に搬入設置し、試運転、物品の取扱い説明、緊急時の連絡先等説明を行うものとする。
6. 物品の引き渡し前に生じた物品の損傷、滅失、変質、その他一切の損傷は、賃貸人の負担とする。
7. 物品の設置、移動、回収、保管、点検等に要する費用は賃貸人の負担とする。
8. 物品の引き渡し完了後、賃借人より依頼があった場合、賃貸人は必ず点検を実施するものとするものとする。
9. 本体について、通常使用内で不具合が生じた場合は新品交換するものとする。
10. 物品は、善良なる管理者の注意義務を持って使用管理させるものとする。
11. 賃借人の故意または重大な過失による物品の損傷については、賃借人がその責を負うものとする。
12. 賃貸人は、本契約履行中において知り得た業務上の秘密について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
13. 賃貸人は当該業務で使用する個人情報に係る媒体等を、業務以外の目的で使用してはならない。また当該業務に係る個人情報等について漏えい又は漏えいしたと思われる場合には、速やかに賃借人へ報告することとする。
14. 契約期間開始や終了に伴い賃貸人が変更する場合は、前賃貸人、次賃貸人と漏れなく引継ぎを行い、既存使用患者へのサポートを不足なく実施すること。
15. 本仕様書に記載のない事項並びに不明な点は、賃借人の指示によるものとする。
16. 予定数量

（１）V.A.C.Ulta　　　　　　　　　　　　　　５２８式

（２）ActiV.A.C　　　　　　　　　　　　　　　 １２式

（３）RENASYS TOUCH　　　　　　　　　　７８９式

※予定数量は積算のための目安であり、契約期間中の発注を約束するものではない。